1か月単位の変形労働時間制に関する労使協定書

○○株式会社と従業員代表○○○○は、1 か月単位の変形労働時間制に関し、下記のとおり協定する。

(勤務時間)

- 第1条 所定労働時間は、1 か月単位の変形労働時間制によるものとし、1 か月を平均して 週40時間(44時間)を超えないものとする。
 - 2 本社及び支社に勤務する従業員の所定労働時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。
 - (1) 毎月1日から20日まで 所定労働時間1日7時間(始業:午前9時、終業:午後5時、休憩:正午から 午後1時まで)
 - (2) 毎月21日から月末まで 所定労働時間1日9時間(始業:午前8時、終業:午後6時、休憩:正午から 午後1時まで)
 - 3 店舗に勤務する従業員の所定労働時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、原則として次の各号の勤務パターンの組み合わせによるものとし、会社が毎月〇〇日までに勤務シフト表を作成し、従業員に周知するものとする。ただし、従業員の同意により勤務パターンの時刻を変更して勤務シフト表を作成することができる。
 - (1) Aパターン(1日7時間30分)

始業・終業時刻	休憩時間
始業 午前5時45分	午前8時45分から午前11時15分まで
終業 午後2時00分	の時間帯における 45 分

(2) Bパターン(1日7時間30分)

始業・終業時刻	休憩時間
始業 午後1時45分	午後4時45分から午後7時15分までの
終業 午後 10 時 00 分	時間帯における 45 分

(3) Cパターン(1日7時間30分)

始業・終業時刻	休憩時間
始業 午後9時45分	午前 0 時 45 分から午前 3 時 15 分までの
終業 午前6時00分	時間帯における 45 分

(休 日)

- 第2条 本社に勤務する従業員の休日は、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(4日間) とし、日曜日を法定休日とする。
 - 2 店舗に勤務する従業員の休日は、店舗の営業状況を踏まえて各従業員に振り分け、 前条第3項の勤務シフト表により従業員に周知する。この場合、休日は、原則として 2月は8日以上、その他の月は9日以上とし、少なくとも1週間に1日の休日が確保 できる範囲で定める。

(起算日)

第3条 1か月の起算日は、毎月1日とする。

(適用対象者)

第4条 本協定による変形労働時間制は、本社及び店舗に勤務する従業員を対象とする。

(適用除外)

第5条 前条にかかわらず、妊娠中又は産後1年以内の女性従業員のうち請求した者及び 18歳未満の年少者には、本協定を適用しない。

(家庭的責任を有する者等への配慮)

第6条 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の 配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議 するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、 年 月 日から同年 月 日までとする。

年 月 日

- ○○株式会社 従業員代表 ○○○○ @
- ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ ⑩